

議題

テーマ提言について

項目

新規テーマの受付の検討

本資料の目的

1. 本資料では、サステナビリティ基準委員会（以下「SSBJ」という。）に対して提言する新規テーマの受付について、サステナビリティ基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）においてご審議いただくことを目的としている。

サステナビリティ基準委員会の法令上の位置付けに関する議論の状況

2. 我が国におけるサステナビリティ開示基準の開発に関しては、2022年6月に公表された金融審議会のディスクロージャーワーキング・グループ報告¹を踏まえ、2022年11月2日に開催された「ディスクロージャーワーキング・グループ（第2回）」においてSSBJの役割や位置付け等について議論がなされた²。
3. 11月のワーキング・グループにおいては、将来、SSBJが我が国のサステナビリティ開示基準を開発することについて、特段の異論は見受けられなかった。
また、SSBJの法令上の位置付けに関しては、ASBJの法令上の位置付けを参考にすることが考えられるとされているが、現時点では確定していない。

SSBJにおける活動状況

4. SSBJの活動状況は資料(2)「サステナビリティ基準委員会の活動状況」のとおりであるが、現在、SSBJ事務局においては、将来、SSBJが我が国のサステナビリティ開示基準を開発することとなった場合に迅速に基準開発に着手できるようにするため、日本基準の開発方針の検討を開始している。
5. SSBJは、2022年11月24日に「サステナビリティ基準委員会の運営方針」（参考資料2）を公表している。当該運営方針において、日本基準の開発にあたっては、高品質かつ国際的に整合性のある基準を考慮し基準開発を行う方針である旨表明している。特に、包括的なグローバル・ベースラインとされる、国際サステナビリティ

¹ 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて - （令和4年6月13日）

² 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」（第2回）議事録(fsa.go.jp)参照。なお、「ディスクロージャーワーキング・グループ（第4回）」（2022年12月15日開催）においても、SSBJの役割や位置付け等について議論される予定である（12月13日現在）。

ISSB が開発する IFRS サステナビリティ開示基準の内容と整合性のあるものとするのが、市場関係者にとって有用であるとし、SSBJ 事務局では、ISSB のボード・メンバー及びスタッフと継続的に対話を行い、審議の状況を注視している。

国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）における審議の状況

（S1 基準案及び S2 基準案の最終化）

- ISSB は、2022 年 3 月 31 日に公開草案「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項』」（S1 基準案）及び公開草案「IFRS S2 号『気候関連開示』」（S2 基準案）を公表した（コメント期限：2022 年 7 月 29 日）。ISSB は現在、寄せられたフィードバックを踏まえ、再審議を行っている過程にある。なお、S1 基準案、S2 基準案の最終化は、2023 年の可能な限り早い時期（as early as possible）とされている。

（アジェンダ協議）

- また、ISSB は、S1 基準案及び S2 基準案を最終化した後に開発を行う基準のテーマを決定するため、2022 年 7 月のボード会議よりアジェンダ協議（審議するアジェンダの優先順位に関し公開協議を行うこと）に関する議論を開始した。ISSB は、アジェンダ協議の一環として情報要請（Request for Information; RFI）を 2023 年前半（2023 年 1 月から 6 月の間）に公表することを目指している。
- 2022 年 10 月までの ISSB ボード会議では、ISSB のリソースの状況を踏まえた情報要請に対するアプローチが議論され、S1 基準案及び S2 基準案の最終化を優先すること並びに S1 基準案及び S2 基準案が最終化された後に、それらにより確立された基礎に基づく作業（基礎的な作業（foundational work））を優先することが暫定決定された。
- さらに、12 月の ISSB ボード会議では、情報要請の対象となるアジェンダのテーマ候補が、4 つ（(1)生物多様性、生態系及び生態系サービス（ecosystem services）、(2)人的資本、(3)人権、(4)報告のつながり（経営者による説明及び統合報告））に限定される方向性で審議された。

新規テーマの受付の開始時期

10. SSBJ の法令上の位置付けが確定する時期は明らかでないが、前述のディスクロージャーワーキング・グループ報告では、SSBJ の役割として、ISSB におけるサステナビリティ開示基準の策定動向を踏まえつつ、日本における具体的な開示内容について実務面も踏まえた検討を行うことが期待されている³。
11. このため、SSBJ では、ISSB の S1 基準案及び S2 基準案の再審議の状況を踏まえ、SSBJ の運営方針にしたがい、IFRS サステナビリティ開示基準の内容と整合的な基準開発に着手することが考えられる。
12. 以上を踏まえ、2023 年 3 月に予定されている次回の基準諮問会議までは、前項に記載した S1 基準案及び S2 基準案への対応以外の新規のテーマは受け付けず、また、基準諮問会議からも SSBJ へ新規テーマを提案しないこととしてはどうか。その代わりに、SSBJ の法令上の位置付けの検討状況及び ISSB のアジェンダ協議に関する情報要請の公表時期を踏まえつつ、2023 年 3 月の基準諮問会議後から新規テーマの受付を開始し、新規テーマの提案があった場合には 2023 年 7 月に予定されている次々回の基準諮問会議から検討を開始することとしてはどうか。

ディスカッション・ポイント

SSBJ の法令上の位置付けが確定していないことから、S1 基準案及び S2 基準案への対応以外の新規テーマの受付は 2023 年 3 月（予定）の基準諮問会議後から開始し、新規のテーマの提案があった場合には 2023 年 7 月（予定）の基準諮問会議から検討を開始するという事務局の提案について、ご議論いただきたい。

以 上

³ 金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告 - 中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて - （令和 4 年 6 月 13 日）、p. 11